

海の公園へ移築予定の旧長濱検疫所一号停留所の 利活用に向けたサウンディング型市場調査（対話） 実施要領

旧長濱検疫所は、日本の検疫施設最古の遺構の一つであり、明治28（1895）年に完成した一号停留所は、上等船客用の停留施設として使用され、感染症の疑いがある方々が一定期間滞在していた施設です。建築意匠的にも重要な建物であり、平成30（2018）年には登録有形文化財にも登録されました。

これまで本施設は厚生労働省横浜検疫所検疫資料館として利用されていましたが、横浜検疫所の移転に伴い、海の公園（金沢区）内に移築・復元されることとなりました。

このたび、民間事業者等との連携による利活用の可能性を探るため、サウンディング型市場調査（対話）を行いますので、ぜひご参加ください。

今回の対話結果を踏まえ、本施設の利活用に向けた事業スキーム等について今後検討していきます。

◇対話の方法

【期 間】令和6年3月15日（金）～令和6年3月29日（金）

【場 所】横浜市役所内の会議室

【対象者】旧長濱検疫所一号停留所の利活用に関心のある法人、法人のグループ等

【方 法】直接対話 ※1事業者あたり1時間程度で、具体的な日時は別途調整

◇対話参加の申込み

エントリーシートに必要事項を記入し、期間内にメールでご提出ください。

メールの件名は、【サウンディング調査参加申込】としてください。

【申込期間】令和6年2月27日（火）～令和6年3月26日（火）

【送 付 先】ks-koenseibi-m@city.yokohama.jp（環境創造局 公園緑地整備課）

1 旧長濱検疫所一号停留所の概要

旧長濱検疫所は、日本最初の検疫施設である長浦消毒所を引き継いだ日本の検疫施設最古の遺構の一つであり、明治28(1895)年に完成した一号停留所は、当時、上級の船客・船員等を収容する施設として使用され、感染症の疑いがある方々が一定期間滞在していた施設です。停留者へのおもてなしとして、室内には特徴的な装飾が施された内装材が用いられ、食事についても一流の洋食を提供するなど、当時としては最も進んだ洋風施設であったと言われていました。また、富士屋ホテルや日光金谷ホテル等と並ぶ日本の洋風ホテルの最初期の遺構として、建築意匠的にも重要な施設であると評されています。

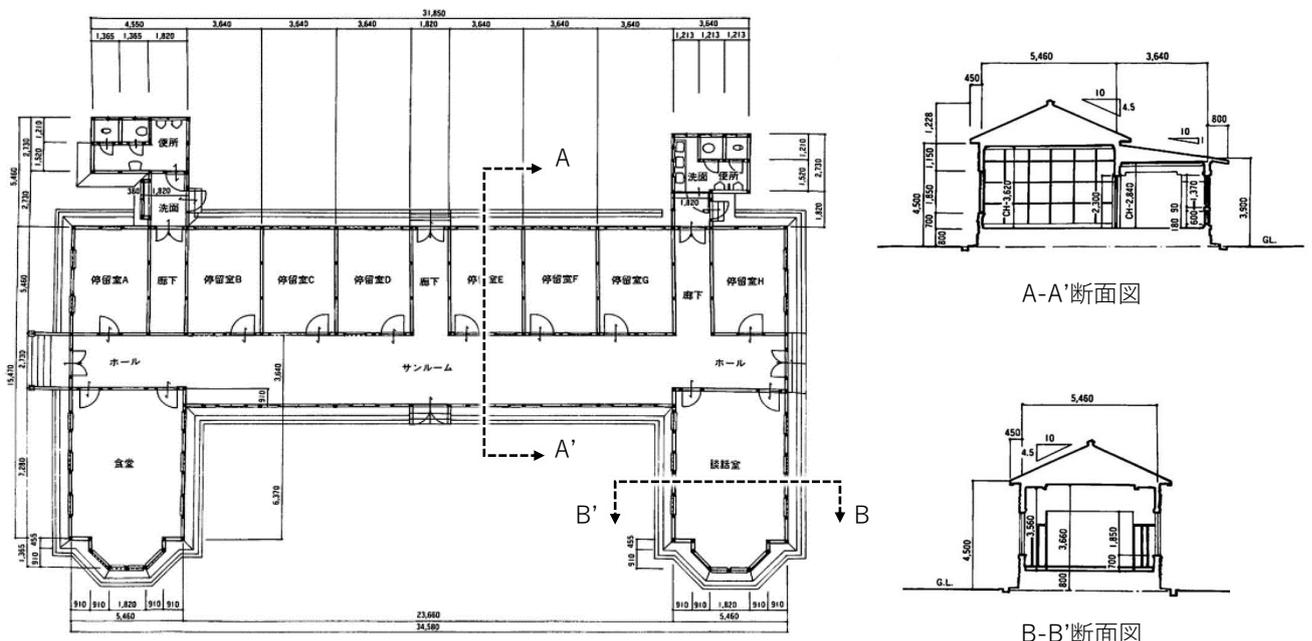
その後、大正12年(1923年)9月の関東大震災により倒壊しましたが、速やかに復旧工事等が開始され、翌年には原形のように復元されました。

近年、この一号停留所は長濱検疫所の建物の中でも特に明治の面影を残すものとして評価され、平成30(2018年)には文部科学省により登録有形文化財に登録され、これまで検疫資料館として検疫業務等に使用された資料や機材等の展示が行われていましたが、令和5(2023)年度の横浜検疫所の移転に伴い、横浜市金沢区にある「海の公園」に移築・復元されることとなりました。

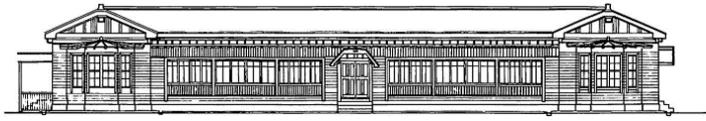
■登録有形文化財の登録内容(平成30年5月10日登録/国指定文化財等データベースより)

名称	旧長濱検疫所一号停留所(厚生労働省横浜検疫所検疫資料館)
員数・種別	1棟 [種別1] 文化福祉 [種別2] 建築物
時代・年代	[時代] 明治 [年代] 明治中期/大正後期改修
西暦	1883~1897年
構造・形式等	木造平屋建、金属板葺、建築面積420m ²
登録基準	造形の規範となっているもの
所在地	神奈川県横浜市金沢区長浜107-8
解説文	検疫対象者の旧宿泊施設。切妻造鉄板葺で、コの字形平面の主体部に停留室八室を設け、両端突出部に食堂と談話室を配する。外壁は下見板張、上下窓を基調としながら突出部の先端にパイプ窓を用いて変化を付ける。横浜最古級の洋風建築として貴重な存在。

■建物平面図・断面図



■建物立面図



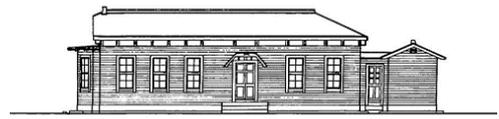
(表側)



(側面)



(裏側)



(側面)

■建物写真 ※すでに建物は解体工事を進めています。

施設表側



施設裏側



廊下 (サンルーム)



旧食堂



2 海の公園の概要

海の公園は、金沢地先埋立事業の一環として整備され、昭和 63（1988）年に開園した、横浜で唯一の海水浴場をもつ都市公園です。海辺には、約 1 km にわたる砂浜と豊かな緑が広がり、海と人とがふれあえる貴重な憩いの空間となっています。

春先には、潮干狩りを楽しむことができ、夏の海水浴シーズンとともに、多くの人で賑わいます。また、波が静かで遠浅の海浜は、砂遊びやボードセーリングを楽しむのに向いています。

園内には、ビーチバレー場、ウインドサーフィン艇庫などのマリンスポーツ施設があるほか、サッカーなどに利用できる芝生のグラウンド「なぎさ広場」やバーベキュー場があり、さまざまな海辺のレジャーを楽しむことができます。

所在地/交通	横浜市金沢区海の公園 10 シーサイドライン「海の公園南口」駅、「海の公園柴口」駅または「八景島」駅からすぐ 横浜横須賀道路「並木 IC」から、国道 357 号線で約 2.5km 首都高速道路湾岸線「幸浦」出口から、国道 357 号線で約 2.5km
面積/公園種別	約 47ha／総合公園（都市公園）
用途地域/高度地区	第一種住居地域／第 4 種高度地区
管理運営	指定管理者による管理運営（海浜、広場、会議室ほか）

■案内図



3 サウンディング調査の概要

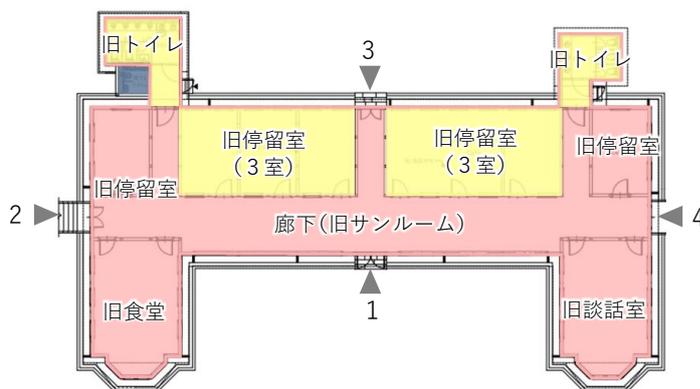
(1) 対象施設の利活用の前提条件

- ・旧長濱検疫所一号停留所の移築・復元は厚生労働省が実施し、完了後、本市に寄附される予定です。
- ・登録有形文化財としての重要な価値をしっかりと守りながら、その価値を市民に広く伝えられる歴史や文化の発信拠点とします。
- ・登録有形文化財である本施設の保存・活用ゾーニングは図①の通りです。施設外観及びピンク色で示した部分の内装は厳密な保存が必要であり、改変は認められません。また、黄色で示した個室やトイレも原則保全が必要となりますが、内容によっては事業者により装飾等を行うことも可能ですので、具体的な活用アイデアをお考えの場合はご提案下さい。

(2)本市が想定している活用の一例

- ・本施設の利活用の想定は図②の通りです。登録有形文化財としての価値をしっかりと守り市民に広く伝えられることを前提としながら、公園施設として有効に利活用でき、市民サービスの向上等に資する施設とすることを想定しています。
- ・具体的には、「カフェ等の飲食店(収益部分)」、「施設の魅力増進スペース」、「共用部分」を設けて建物を有効に利活用することを想定しており、多くの市民等が文化財に触れ、親しみを感じる機会を創出するとともに、文化財保護への理解促進に繋げていきたいと考えています。
- ・「施設の魅力増進スペース」については、図書を配架して子どもたちをはじめとした来館者が無料かつ自由に読書や休憩等ができる場所とすることを想定しています。当該部分及び飲食店部分・共用部分が一体となった施設としての管理運営の考え方についてもご提案ください。
- ・廊下(旧サンルーム)は検疫所として利用していた当時の面影が残る重要な空間であり、当該部分にイスやテーブル等の什器類を設置する場合、容易に移動可能な(可逆性のある)ものとし、かつ施設の外観の印象に影響を与えないよう配慮してください。

【図①】保存・活用ゾーニング



ゾーニング 参考：登録有形文化財(建造物)の手引き3

保存部分

⇒文化財としての価値を守るため、厳密な保存が要求される部分

保全部分

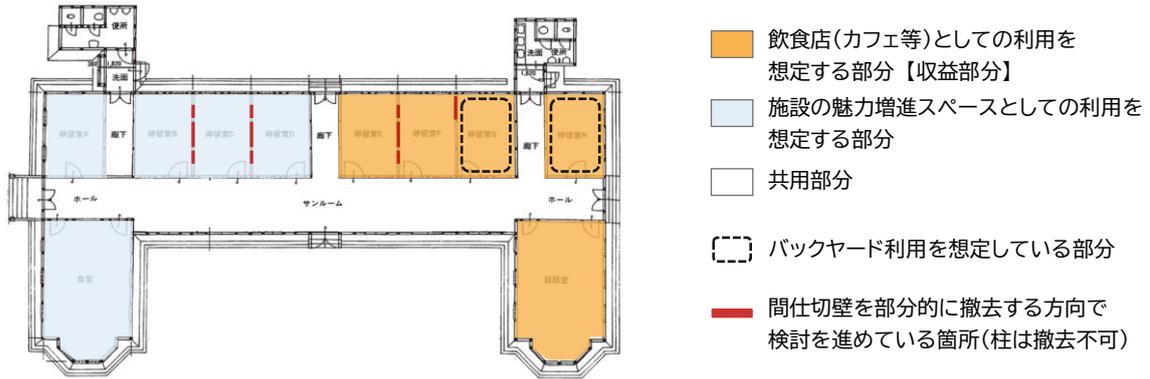
⇒改造により一部、文化財としての原状が失われているが、維持及び保全が求められる部分

その他の部分

⇒増築によりバリアフリートイレを設置する予定

◀1~4：出入口（メインの出入口は4を想定）

【図②】施設の利活用の想定



※インフラ施設の整備予定について

- ・電気設備は低圧による引込を、給水設備はφ25mm程度での引込を行う予定です。
- ・火気の使用はできません。(ガスの引込もありません)
- ・消防設備については法令に準拠した設備を設置するものとし、自動火災報知設備、漏電警報機、誘導灯、消火器程度の設備の設置を想定しています。

・原則として、都市公園法第5条に基づく管理許可により本施設を管理運営する場合は、横浜市公園条例による使用料を徴収します。

(参考) 使用料：1月当たり1㎡につき 1,520円

(3) 施設の活用イメージ

- ・登録有形文化財としての重要な価値を伝える・学べる展示解説やHP等での情報発信
 - ・歴史ある旧長濱検疫所一号停留所の面影を残しながら、海が見える緑豊かな景観を生かしたサービスの提供(飲食や物販等)
 - ・親子連れなどが楽しめる様々な図書を配架したスペースの計画
 - ・来園者が気軽に集い、読書や憩い、休憩等に利用できる空間づくり など
- ※上記はあくまでイメージであり、この他の利活用アイデアもお待ちしています。

(4) 海の公園への移築工事のスケジュール(予定)

現時点では、厚生労働省が令和5年度～令和6年度にかけて移築工事を実施し、その後、横浜市が施設の引き渡しを受ける予定です。

4 対話の場で伺う主な項目

- (1) 海の公園の魅力や課題
- (2) 登録有形文化財としての保全や利活用、情報発信等についての考え方
- (3) 施設の利活用イメージ
 - ① 飲食店(カフェ等)の利活用について
⇒事業の主体や内容、範囲、施設の維持管理に事業収益の一部を充当することの可否 など
 - ② 施設の魅力増進スペースの利活用について
⇒事業の主体や内容、範囲、利活用に係る費用負担 など
 - ③ 共用部分の利活用の方法 など
- (4) 移築場所の周辺園地の利活用の意向
- (5) 海の公園の他施設との関わり方
- (6) 地域への貢献、関わり方
- (7) 事業期間の想定
- (8) 市内事業者の活用
- (9) 利活用にあたっての市への要望 など

※ご提案やご意見のない項目があっても構いません。

※説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合にはご用意いただいても結構です。

5 留意事項

(1) 対話内容の扱い

対話でお伺いした内容は、本施設の利活用に向けた事業スキーム等を今後検討していく際の参考とさせていただきます。

(2) 対話参加の扱い

対話への参加実績は、今後事業者公募が行われた場合の評価の対象とはなりません。

また、双方の発言とも、あくまで対話時点のものであり、何らかの約束をするものではありません。

(3) 対話に要する費用

対話に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 対話結果の公表

① 対話でお伺いした内容を簡潔化し、結果概要としてホームページ等で公表します。

② 公表に際しては、あらかじめ参加事業者に表現の確認を行います。

③ 参加事業者名は、公表しません。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項

第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体

- ② 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ③ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

6 問合せ先

部署名：横浜市 環境創造局 公園緑地整備課

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階

電話：045-671-4768

E-mail：ks-koenseibi-m@city.yokohama.jp



横浜市では、公園の利活用に特化した窓口「Park-PPP Yokohama（略称：P×P）」を設置し、公園における公民連携の取組を推進しています。